

兵庫県公報

令和8年3月10日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員等の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	1

公布された法令のあらまし

◎職員等の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）
寒冷地手当の対象となる学校の統廃合に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員等の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月10日

兵庫県人事委員会
委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会規則第4号

職員等の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

職員等の寒冷地手当に関する規則（昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
別表長井小学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和8年3月10日

兵庫県人事委員会
委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会告示第1号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。
別表第2 警察本部刑事部科学捜査研究所の項を次のように改める。

警察本部刑事部 科学捜査研究所	職員	研究員	上席研究員 主任研究員	次席 副参事 科長 主席研究員	参事
--------------------	----	-----	----------------	--------------------------	----

別表第5 警察本部の項を次のように改める。

警察本部	係員 隊員	副主任 係員 隊員	主任 分隊長 副主任 隊員	係長 小隊長 主任 分隊長	上席係長 小隊長	課長補佐 室長補佐 所長補佐 隊長補佐 場長補佐 中隊長 上席係長 小隊長	課長補佐 室長補佐 所長補佐 隊長補佐 場長補佐 中隊長	次席 副隊長 調査官	参事官 室長 監察官 課長 訟務官 所長 隊長 管理官
------	----------	-----------------	------------------------	------------------------	-------------	--	---	------------------	--

附 則

この告示は、令和8年3月26日から施行する。